

地水火風 25

牧野恒一

消防法改正の意味

今回は、昨年9月の新宿歌舞伎町の火災を踏まえて改正された消防法の概要について説明した。今回は、この改正がどんな意味を持っているか考えてみよう。

[法の厳正な執行]

今回の改正内容をひとこと言え、**「消防法を法律に基づいて厳正に執行するために必要なツールが整備された」ということだ。**

消防法違反に対するこれまでの消防の運用方針は、**「命令などの法的措置をバックにしつつ、なるべく「指導」により違反是正の実をあげる」というものだった。**

そのような運用方針の背景には、これまでの火災の実績から**「大きな対象物ほど火災被害が大きくなる」という経験則があった。**消防法令も建築基準法令も、このような経験則をもとに組み立てられており、立入検査の回数や頻度などの消防機関の運用もこの経験則に沿って行われてきた。

大きな対象物であれば、関係者もそれなりに社会的な立場があるので、このようなやり方でもそれなりに実効があったのだが、中小雑居ビルの場合には、その営業形態等が多種多様で、中には悪質なものも含まれており、**「指導中心の違反是正」ではなかなか効果が上がらないのが実態だった。**今回の火災の後で行われた全国一斉立ち入り検査で、**「9割を超える中小雑居ビルに何らかの違反がある」という結果になったことは、このことを改めて裏づけた。**

「小さな対象物であれば被害も小さくなる」という経験則が働いている間は、このような実態にもある程度やむを得ない面があったと言えるだろう。だが、500平米程度の小さな建物火災で44人という戦後5番目の死者を出すことになると、そうはいかない。消防法令の組立についても、運用方針についても、これまでのやり方を見直さざるを得なくなったのだ。

一方で、政府全体としての行政改革の方針もこの見直しに大きく影響した。現在政府が取り組んでいる行政改革の大きな方針の一つに、**「行政指導中心から法に基づいた執行へ」というのがある。**法の執行に当たっては、行政機関の裁量の余地を極力なくし、法令だけに基いて厳正に行うべきだという方針だ。消防法違反の対象物に対して行政指導を中心として措置して来たこれまでの消防の方針は、ある意味ではこのような政府全体の行政改革の方針と合っていなかったとも言える。今回の改正は、それを改めるべきだ、という国会のメッセージなのだ。

[違反是正支援体制の強化]

中小雑居ビルに対する消防法違反是正の徹底は簡単ではない。その業態が複雑多様で変化が早く、違反对象物の数が多い上、関係者の中には遵法精神に欠ける者も少なくないため、立入検査、違反是正指導、命令、告発、代執行などを厳正に行っ

てその徹底を図ろうとすると、膨大なマンパワーと国のバックアップ体制が必要になる。

このため国は、今回の消防法の改正と平行して、3つの措置を講じている。

一つは消防の予防要員の増員にかかる地方財政措置をしたことだ。地方交付税の中に予防要員の増員分として1077人分を見込んでいるので、市町村長はこの財源を用いて必要な人員の手当をしてほしい、というわけだ。

二つ目は民間の力の活用だ。緊急雇用対策として行われた平成13年度補正予算で、「緊急地域雇用創出特別基金制度」が創設されたが、この中に、「違反是正支援要員」と「自己点検支援要員」の活用制度が組み込まれたのだ。違反是正支援要員というのは、消防設備士や危険物取扱者などの専門家で失職中の人を都道府県の公的団体などに臨時的に雇用し、消防機関等の要請に応じて違反是正の支援をしてもらおうというものだ。自己点検支援要員は、同じような仕組みで消防用設備等の点検報告の実施率の向上を図るため、消防機関の支援をってもらうものだ。

三つ目は国のバックアップ体制の強化だ。国に違反是正の専任部門を設けて、立入検査マニュアルや違反処理マニュアルの整備に当たるとともに、消防機関からの違反処理の相談に乗るなど、違反処理指導体制を強化した。また、外郭団体の中に「違反処理支援センター」を設置して、消防機関の違反処理の支援を行う体制も整備された。

[現在の建築物の安全性の状況]

日本のビル火災の歴史を振り返ってみると、現在は昭和40年代に比べて相当安全になっている。

当時は、毎年のように10～30人程度の犠牲者を出すビル火災が発生していた。そのような犠牲の上に、昭和40年代には何度も消防法令や建築基準法令の規制強化が行われた。

その結果、火災1件当たりの焼損面積は当時に比べて数分の1になり、平成2年の尼崎市のスーパー長崎屋の火災(15名死亡)以後10年以上の間、10人以上の死者を出す火災が発生しないなど、防火安全水準の向上はデータにもはっきり現れている。

現在のこのような安全性は、偶然の産物ではない。法令に基づく防火安全対策を確実に実施してこそ、建築物の安全性が確保されるのだ。逆に言えば、防火安全対策がおろそかになれば、日本の建築物の安全性は確実に下がっていくということだ。

現在、日本は未曾有の不況下にあり、建物の防火管理がおろそかになりがちな状況にある。一方で、この10年間の消防機関の人員配置の動向をみると、多数の死者を出す火災がなくなって来たことなどを背景に、立ち入り検査や違反是正などに当たる予防要員の数が漸減傾向にあり、その結果、全国の立ち入り検査の実施回数は、急激に減少してきている。

新宿の火災は、このような状況の中で、最も先鋭的な部分に起こるべくして起こったものだったのかも知れないのだ。

(2002年6月25日号)

今回の消防法の改正は、このような時代の流れをいち早くとらえ、もう一度火災予防の原点に立ち戻って、きちんと防火安全対策を行うように、ということだと言えるのかも知れない。

安全というものは、偶然もたらされるものではない。行うべきことをきちんと実行して初めて得られるもので、そのためには、相当の費用と努力が必要だということだと思う。